

2020年11月4日

株式会社文藝春秋 週刊文春編集部 御中

株式会社大島産業

申入れ及びご質問

前略 失礼いたします。

貴社発行の週刊文春令和2年11月5日号の当社記事について、事実と異なる部分や事実誤認に基づく内容が散見されるため、下記のとおり申し入れるとともに、ご質問いたします。

つきましては、ご質問部分につきましては、11月5日(木)午前10時までに、誠意ある回答を頂きたく、よろしくお願いいたします。

なお、当社の質問及び貴社のご回答は、当社のホームページ等に掲載する所存です。

また、既にご回答させていただきましたとおり、当社としましては、一部の配力鉄筋の不施工について認めており、この点につきましては当社の監督責任を認め、早急に対応する所存ですが、当社が意図的に「手抜き工事」をし、あるいは、配力鉄筋の不施工を隠ぺいした事実はございません。この点は、吉岡建築設計の担当者の発言のみによるのではなく、徹底した取材をしていただき、事実と反する報道は現に控えていただきますよう強く申し入れます。

以上、お取り計らいの程、宜しくお願い申し上げます。

草々

記

第1 申入れ

1. P27.1 吉岡氏「大島産業は二次下請として別の会社に仕事を出していたのですが、工事代金の未払いなどのトラブルがあったそうで、その会社が外れた。」について
→そもそも当社は元請であり、一次下請業者が間に入っているため、二次下請業者との契約関係や支払義務は無く、事実無根です。
2. P27.3 「後日、反対車線側の橋脚でも騒ぎが起きた。今度は作業中、鉄筋が一部入っていないことに大島産業の現場担当者が気付いたのだ。『壊

して、やり直すか……』大島産業の現場責任者が慌てた様子で何やら話し合っていたが、結局、やり直しはなされなかった。」について
→ご質問にも回答したとおり、結果として工事に不備があったことは元請としての管理監督責任を痛感しているところです。ただ、当社の現場担当者らにヒアリングし確認したところ、施工の段階では鉄筋が入っていないことに気づいておらず、よって、御誌の記事でご指摘を受ける前に現場で話し合いがなされ、やり直しをしない決定をした事実がございます。また、調査の結果、鉄筋が一部入っていないことが判明しましたが、当該鉄筋の工事は二次下請である吉岡建築設計が施工を行う予定となっていた点も併せて指摘させていただきます。

3. P28.3~4 吉岡「大島産業の幹部らはコワモテで、工事現場に来るなり、『ゴラァ、お前ら！』と九州弁でまくしたてるのは日常茶飯事。ヘルメットも被らず、ポロシャツとサンダルというラフな格好で高速道路に入ってきて怒鳴り散らす。発注元のネクスコの職員にも『お前』呼ばわり。私も大島産業に頼まれて見積書を持参したら、机に脚を投げ出しながら、書類を一瞥した幹部が、『汚らわしいんじゃ！』と言いながら放り投げる有様でした。」について

→これまで従業員や工事関係者に対し、安全に対する指導を熱心にしてきましたし、幹部がヘルメット無着用、ラフな格好で高速道路内に入ったなどという事実はありえません。また、厳格な発注元であるネクスコ職員をお前呼ばわりするようなこともありえません。さらに、上記のとおり当社は元請であり、吉岡建築設計は二次下請ですので、見積書が持参されたり、話の流れ上も「汚らわしい」云々のやり取りをすること自体が、そもそもありえません。

4. P28.4 吉岡氏「弊社は約1億2千万円の工事代金を今も払ってもらえない状況が続いています。」について

→上でも指摘しているとおり、当社と吉岡建築設計との間に直接の契約が無いため、当然支払債務もありません。一次下請と二次下請との契約事項であり、確認もできません。

5. P28.5「それを逆に『パワーハラだ』と大島産業が国交省に訴え、～」・P29.4「別のネクスコ関係者が憤慨する『パワーハラだなんてとんでもない。～』」について

→当社としては、当社担当者へのメールにおいて「ほんとに酷い連中でさらに呆れています」「緊急時に病んだ頭で考えても傷口が広がる」といった当社の担当者的人格を否定するような表現で、業務上適正な範囲を超えた叱責がなされたことから、明らかに違法なパワーハラスメントがな

されたと認識しております。上記の御誌記事の記載は、当社担当者へのパワーハラスメントが実際にはなかったかのように報じるもので、極めて遺憾です。

なお、この点については既に解決した問題であると考えており、パワーハラスメントの問題を発注者との関係で改めて問題とする気はございませんが、御誌の報道は読み手に事実と異なる印象を抱かせるものであり、問題であると考えております。当社としましては、御誌に対して当時の電子メールの写しをお見せするなど、用意がございます。

6. P29.2 「事実、工事は予定より1年半も遅れた。(ネクスコ幹部)『それなのに、工期遅れをネクスコ職員のせいにし、さらに追加工事の精算として落札額の倍近い金額を要求してきています』について
→千葉県を襲った台風災害の影響により生コン等の資材調達が滞ったり、新型コロナウイルス感染対策により作業人員の削減を余儀なくされ、工事に遅れが出たのは事実です。ただ、発注者側のネクスコより、国立橋の工事の一部中止を一時的に命じられたり、追加工事(伸縮装置撤去)や交通誘導員の増員の指示があったことなど、応札時からの条件変更による工期の遅れや、単価見直し等による増額があったことも事実です。その都度、発注者のネクスコと協議の上、見積書を提示して契約を結んでおり、記事内で「ネクスコ関係者が憤慨」している等と表現されているのが事実だとすると、極めて遺憾です。
7. P29.4 「こういう事故があると労基署が入るものですが、事務所で(実質的経営者の)康朋氏が『宮内に電話をしろ!労基を止めろ』と指示をしたと上司から聞きました。宮内氏を通じて渡辺議員に話がいったようで、康朋氏が渡辺議員と電話で相談していた場に私もいました。それが功を奏したのかどうか、結局、労基署の監査は来なかった」について
→トラック横転事故は高山氏が在職中(在職期間は2012年3月から2014年3月まで)の2014年2月8日に起きており、当社は2014年2月8日付で国土交通大臣向けに自動車事故報告書を提出(受付は2月14日)しております。当該事故で負傷者や労災請求が無い場合、事故と労基署の調査との因果関係がそもそもなく、労基署の調査はありませんでした。また、渡辺議員の議員在職期間は2009年8月まで、2011年には政界を引退されているため、当社CEOが渡辺議員と電話で相談していた場に居合わせたとする高山氏の証言は事実無根で支離滅裂であると考えます。
8. P29.5 「康朋氏は会社のトラックのナンバーを『1019』にしたことがあった。私とそのトラックを運転していたのですが、それを見た宮内氏から『ありがとう』と康朋氏に電話がありました」について

→ナンバープレートの「1019」については CEO の運転免許の取得日が 10 月 19 日であったため決めたようです。従って、宮内氏の誕生日というのは偶然で、宮内氏より謝意を伝えられた事実もありません。当社では普段から CEO や従業員、その家族の希望や意向に沿い、フランクな話し合いの下、トラックのナンバーを取り決めております。

9. P30.1 「康朋氏が、『二階さんとも仲がいいんだ』と自慢するのも聞きました」について

→そのような事実はなく、高山氏に対し発言をした事実もございません。お相手に失礼ですので、あえて言及させていただきます。

10. P30.1 中堅建設会社社長「国交省に強い宮内氏が案件の情報を取ってきて大島産業に流していると言われていた」について

→宮内氏が案件の情報を当社に流しているという事実はございません。議員と工事の受注についても一切関係がありません。こうした類の憶測記事は、関係者に多大な迷惑がかかりますので、ご指摘される際は、具体的に何のことを指しているのか詳細に記述していただきたく存じます。

11. P30.3 「宮内氏は顧問なのか？」への回答について

→当社 CEO から御誌記者への発言は概ね事実ですが、記者に対し「顧問ではない。なので顧問料も払っていない」旨の発言を、明確に、何度もしているはずですので、併せて指摘させていただきます。

第2 ご質問

1. 御誌の P27.1 「大島産業は二次下請として別の会社に仕事を出していたのですが、工事代金の未払いなどのトラブルがあったそうで、その会社が外れた。」及び P28.4 「弊社は約 1 億 2 千万円の工事代金を今も払ってもらえない状況が続いています。」といった記載につきましては、前記のとおり、当社は、吉岡建築設計を含む二次下請企業との間では、直接の契約関係を有していないためそもそも不払いの問題は一切生じておりませんし、当社は、今回問題となっている工事について、当社の下請企業（一次下請）に対しても、全て適正にその請負報酬を支払っており、未払いの問題が生じた事実はございません。

しかしながら、御誌の上記記事は、当社が二次下請企業に対して、請負報酬の支払いを不当に拒絶しているかのような、客観的事実に相違する印象を読者に与えようとするものと言わざるを得ません。

- ① 貴社は、取材の結果、当社が、吉岡建築設計または二次下請企業に対して請負報酬を不当に拒絶しているとお考えということでしょうか。

② 貴社としては、読者に上記のような、事実と相違する印象を与える記事を記載したことについて、問題ないとお考えでしょうか。

2. 御誌の P28.5「それを逆に『パワーハラだ』と大島産業が国交省に訴え、～」・P29.4「別のネクスコ関係者が憤慨する『パワーハラだなんてとんでもない。～』」との記事の記載部分につきましては、御誌は、パワーハラスメントの存否やその内容について当社に取材することのないまま記事にされました（御誌記者は、当社CEOに対して、宮内議員に相談したか否かの点については質問されたもののパワーハラスメントの存否やその内容については取材はございませんでした。）。

この点につきましては、当社は、当社がパワーハラスメントに該当すると判断した客観的な電子メールを現在も保有しており、御誌から取材を受ければ、この点についてそういった客観的資料を示してご説明することは可能でしたし、その意思もございました。また、そういった取材をしていただければ、この件についての御誌の認識はより正確なものとなり、記事の印象も異なるものとなったと考えております。御誌の上記記事は、当社が、当社担当者へのパワーハラスメントが実際にはなかったにもかかわらず、これがあるかのように発注者に申し入れたかのような印象を与えるものです。御誌は、当事者である当社に対する取材を怠り、真実に反する一方的な記事を掲載したもので、そういった御誌の取材方法及び報道態度は、極めて問題であると考えます。

① 貴社は、当事者である当社に対して取材することなく一方的に当社の名誉にかかわる記事を掲載したことについて問題がないとお考えでしょうか。

3. 御誌の P29.4 「こういう事故があると労基署が入るものですが、事務所で（実質的経営者の）康朋氏が『宮内に電話をしろ！労基を止めろ』と指示をしたと上司から聞きました。宮内氏を通じて渡辺議員に話がいったようで、康朋氏が渡辺議員と電話で相談していた場に私もいました。それが功を奏したのかどうか、結局、労基署の監査は来なかった」との記載につきましては、前記のとおり、事実と反するものです。

ご承知のとおり、労働者の死傷病者の出ていない交通事故について労働基準監督署がその監督権限を行使して調査を実施することは通常は考えられず、また、渡辺議員の議員在職期間については、調べれば容易に判

明するものであり、御誌は、上記記事で引用された証言者の発言をいわば鵜呑みにしてこれを記事化したものと考えざるを得ません。

上記記事は、当社が、会社運営上の問題が生じた際に国会議員に依頼して不当に影響力を行使し、行政機関の調査等を妨害したとの印象を与えるもので、当社の名譽を著しく損なうものです。

① 貴社は、若干の調査を行えば事実と反することが容易に判明する証言をあたかも真実であるかのように報道したことについて問題ないとお考えでしょうか。

4. 御誌の P30.3 は、「『まあ、いうたら顧問的な存在よね』と当社 CEO の発言を引用しておられますが、当社 CEO は、上記のとおり「宮内氏は顧問なのか？」との質問に対して、御誌記者に対し「顧問ではない。なので顧問料も払っていない」旨の発言を、明確に、何度もしているはずで、御誌の上記記事は不正確といわざるを得ません。

① 当社 CEO が御誌貴社に対して、「顧問ではない。」旨の発言を、明確に、何度も行っているにもかかわらず、当社 CEO が、顧問であることを認めた趣旨の記事を記載したのはなぜでしょうか。

② 当事者が顧問であることを明確に否定しているにもかかわらず、当事者が顧問であると認識しているかのような内容の記事を掲載したことは問題ないとお考えでしょうか。

以上